

「こども計画(案)」に対する意見の概要と市の考え方

分類	No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方	担当課
基本理念	1	基本理念は「つながる つなげる 育ちあいのまちづくり」の1つだけでよい。サブタイトルの「ともに支え、ともに育つ、こども若者のウェルビーイングがかなうまち東広島」は除いて欲しい。こども計画の中に「地域共生社会」の理念まで入れたら、どちらが優先なのか？こんがらがってしまう。	本計画に掲げた子育て支援の取組みを推進するためには、「支え手」「受け手」の垣根を越えて、こどもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が、それぞれの立場で子育て支援に参画する「地域共生」の考え方が不可欠であるとの観点から、基本理念及び副題を設定しております。 特に副題については、本計画において本市が目指す姿(＝こども・若者のウェルビーイングな状態で生活を送ることができる社会(＝こどもまんなか社会))を具体的に示すために設定しておりますので、ご理解いただければと存じます。	こども家庭課
基本理念	2	「こども・若者がウェルビーイングな状態で生活を送ることができる社会」などの文言をこども・若者など当事者は考えていない。それよりはカタカナで理解不能な文言を入れないで『こどもまんなか社会』の実現を目指します」の方がすべての人に理解されると思う。「ウェルビーイング」みたいな抽象的な文言を避けた理念にしてほしい。	本計画の策定にあたり実施したこどもへのアンケート調査では、「こどもまんなか社会」について「知らない・わからない」との回答が一定数あったことから、あえて「こどもまんなか社会」との文言を使わず、その定義(＝「こども・若者がウェルビーイングな状態で生活を送ることができる社会」)から、副題を設定したところです。カタカナで理解不能とのご指摘につきましては、副題に「ウェルビーイング:身体的・精神的・社会的に幸せな状態を指す概念」との説明書きを添えておりますので、ご理解いただければと存じます。	こども家庭課
施策 (基本目標1)	3	施策No.1について、「マタニティ教室・・・などを開催し、育児不安の軽減を図ります」とあり、ぜひ推進してほしいが、教室の内容はバージョンアップする必要がある。 ある育児仲間は、0歳児に対して「集中力がない」と悩み、別の仲間は1歳児に「友達におもちゃを譲れない」と悩んでいたが、産前にこどもの心や認知機能の発達について、概要だけでも学ぶ機会があれば、このような悩みは起こらないのではないかと。 忙しく、すでに手探りで自分流の子育てが始まっている産後ではなく、産前にこそ、こどもの発達に対する学びの機会は、効果を発揮する。ぜひ、各種教室において、「こどもの心や認知機能の発達について、発達心理学を踏まえた内容を広く伝える」旨の取組みも追加してほしい。	パパママ教室の内容につきましては、参加者アンケートなどから定期的に見直しをしております。最近では、昨年10月に見直しを行い、「親子のふれあい」をテーマに、愛着形成の内容としております。お子さんの心身の発達につきましては、母子健康手帳発行時にお渡ししている「母子健康手帳副読本」にも記載されており、妊娠期の教室の教材として使用していることから、今後は内容に取り入れて参ります。 本市におきましては、妊娠期からの切れ目ない子育て支援「東広島版ネウボラ」に取り組んでおり、悩みなど相談したい事象が起きた時に、気軽に相談ができるような相談体制を構築して参ります。	こども家庭課
施策 (基本目標1)	4	任意接種の予防接種も助成してほしい。 何年か前にインフルエンザワクチンのこどもへの助成があり助かった。自治体独自に助成しているところも多いと聞く。 感染症は蔓延しており小児科の予約も取りづらい。 経済的負担が大きいのでぜひお願いしたい。 あわせて、男児のHPVワクチンの助成やこどものコロナワクチンへの助成の検討もぜひお願いしたい。	本市では任意接種のうち、おたふくかぜのみ、接種費用の助成を行っておりますが、今後、おたふくかぜ以外の助成についても、国や他市町の動向等を注視しながら検討して参りたいと考えております。	医療保健課

分類	No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方	担当課
施策 (基本目標1, 2, 4)	5	「子育て短期支援事業」については、本年から新たに0歳児も対象とし里親への委託も可能とする制度に拡充されたと聞いている。これは、子育てに不安・負担を感じる保護者や病気・育児疲れ等のほか冠婚葬祭や転勤・出張・学校等での行事への参加等で一時的に養育ができない場合など、広く子育て中の保護者を支援する施策として有効であると思われる。 一方、「こども計画(案)」では、「子育て短期支援事業」の記載は、基本目標2の中の「児童虐待の防止・早期発見」の部分のみとなっているが、基本目標1「安心してこどもを産み育てられる支援の充実」や基本目標4「こども・若者を支える地域の子育て支援力の強化」にこそ記載すべきではないか。 私としては「子育て短期支援事業」はいわば宿泊付きのファミリー・サポート事業ととらえており、利用に際しての敷居を低くして周知することが必要と考える。この事業の利用者が増えることで、子育ての不安感が減り、仕事と子育ての両立もしやすくなり、地域で子育てを支援する機運も高まり、こどもまんなか社会に少しでも近づくのではないかと考える。	こどもたちが安心して生活するためには、可能な限り普段の生活と変わりのない環境での支援が重要と認識しております。 子育て短期支援事業の充実は、基本目標1「安心してこどもを産み育てられる支援の充実」や基本目標4「こども・若者を支える地域の子育て支援力の強化」につながることから、引き続き、里親制度及び子育て短期支援事業の周知に努めて参ります。 ご指摘のとおり、基本目標1及び基本目標4に「子育て短期支援事業」を追加するよう計画案を修正いたします。	こども家庭課
施策 (基本目標2, 4, 5)	6	施策No.31、No.42、No.43、No.44、No.50、No.53、No.61、No.62について、こどもが入学するまでは、児童青少年センターの遊びコーナーをよく利用しており、遊びを通してこどもが自分らしく過ごす中で、児童厚生員の先生に子育ての相談をすることもできた。 小学校ではこどもは頑張って過ごしているため、普通のありのままのこどもの様子を継続的に知ってもらった上で相談できる場所がない。 現在の児童青少年センターの遊びコーナーは未就学児までが想定されているため、小学低学年くらいのこどもが親子で遊べ、常駐の先生がいる小学生版の子育てひろばのような場所ができてくれたらうれしい。 のん太の酒蔵に、対象年齢のこどもの子育てや親の働き方について相談できる方がいるのもありがたいと思う。	児童青少年センターでは小学生児童及びその保護者の方も一緒にご利用いただけます。 また、「児童青少年総合相談室」では、乳幼児から小中学生、青年期までの子育てや教育での困りごとの相談を土日も受け付けておりますので、お気軽にご利用ください。	青少年育成課
施策 (基本目標3)	7	放課後児童クラブの待機児童解消について、共働き世帯が困るのが、夏休み等、学校の長期休みのこどもの居場所である。長期休みだけのニーズにも応えてもらいたい。 知り合いの小学校の保護者から、低学年で一人で留守番させられないため、パートの時間にいきいきを利用したいが、空きがなく申し込みに至らなかった話を複数聞いた。“隠れ待機児童”も含めたニーズの把握と対応をお願いしたい。	本市では、施設定員に余裕がある放課後児童クラブでは、夏季休業中のみの受入も行っております。 また、夏季休業中のみの受入の場合は、通学されている小学校のクラブに限らず、東広島市全域のクラブをご利用いただくことが可能となっており、夏季休業中の利用ニーズにお応えしております。	青少年育成課
施策 (基本目標3)	8	施策No.35について、学童の見学をしたところ、人数に圧迫感があり、利用につながっていない。低学年の内は自宅で待ってもらっても不安なため、親が仕事を制限している状態である。 自身のこどもにあった学童に通わせるために、遠方の学童を利用している家庭もあるようだ。 81ページ記載の基準での受け入れが学校の近隣で可能になれば、親もこどもも安心でき、親の仕事の選択肢も増えると思うので、この取組みが少しでも達成できるようお願いしたい。	今後も民間事業者等との連携・協力により、供給量を確保し、受入児童数の適正化に努めて参ります。	青少年育成課

分類	No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方	担当課
施策 (基本目標3, 4)	9	施策No.34、No.44、No.46、No.47、No.48、No.50、No.52、No.54、No.55、No.56について、管轄が各課で異なるためか、こどもに関する求人やボランティア、自己研鑽のための講座を検索するには、それぞれのサイトを経由する必要がある、一つずつ確認するのが大変である。 自分の持っている資格や希望する条件・日時等を入力することで、全ての課において該当する項目を検索することができれば、自分の資格を活かした活動の仕方や自己研鑽がより容易になると思う。	市から発信する情報につきましては、発信元(こども家庭課、教育委員会等)や求人・講座等の内容を問わず、市ホームページに集約しております。特に「こども・子育て」の情報に関しては、トップページにある「くらしの情報」内の「子育て・教育」に集約して掲載しております。求人やイベントの情報に関しては「情報を探す」内の「募集を探す」「イベントを探す」からご確認いただけます。 市ホームページや市民ポータルサイト等を活用し、必要な方に必要な情報が届く情報発信に引き続き取り組んで参ります。	こども家庭課
施策 (基本目標3, 5)	10	施策No.34、No.40、No.70について、こども園、小学校の先生方は、いつも一人ひとりと丁寧に向き合ってくださっており、事務や給食の先生方も日々こども達のためにとたくさんの仕事をしてくださっている。 人材確保という点では、「数の増加」も大切だが、同時に、今現在こどもたちに関わっている全職種の方々の仕事の負担が軽減し働き続けやすい状態になる「数の維持」も大切だと思う。ぜひこれらの取組みが達成できるようお願いしたい。	保育所等につきましては、保育士の悩みに対して専門スタッフが相談に応じる体制を確保するとともに、資格を有しなくても一部の業務に携われる保育補助者・保育支援者の採用促進や、ICT技術の導入による業務改善を進めることで、保育士の負担軽減と定着を促して参ります。 また、小・中学校につきましては、教職員の働きがいや魅力を発信し、質の高い人材の確保と育成に努めます。更に、本来教職員が担うべき業務の明確化や、専門スタッフ等の人員配置の拡充により、こどもと向き合う時間や仕事と生活の両立ができる職場環境を確保して参ります。	保育課 学事課
施策 (基本目標4)	11	施策No.42、No.43について、「多様化する相談内容に対応できるように～レベルアップを図ります」とあるが、育児仲間の悩みを聞くと、その内容はむしろ「皆同じようなことで悩んでいる」という印象を受ける。 助産師・保健師・子育て支援センターのスタッフには親身に関わってもらっているが、得られる情報の質は高くない。例えば授乳のメカニズムについては、WHOのガイドライン、補完食(離乳食)は厚労省のガイド等、これらの情報に基づいて相談に乗ってもらえることはほぼなかった。 「私の時は・・・」「・・・だそうですね」といった経験談や伝聞によるアドバイスではなく、相談対応する専門職がもっと自信をもってアドバイスできるよう「基本的な相談内容に対して最新かつ科学的な根拠をもって対応できるように定期的に知識をアップデートする機会を設ける」といった取り組みも追加してほしい。	妊娠期から子育て期にかけての相談の対応につきましては、保健師・助産師の資格を持つ母子保健コーディネーターと保育士・子育て支援員の資格を持つ子育て支援コーディネーターが対応しております。 スタッフの研修は定期的を実施しておりますが、今後は、こども家庭庁主催の「母子保健指導者養成研修」や「子育て支援者研修」など、最新のエビデンスに基づいた研修の内容も取り入れて参ります。 より専門的な相談につきましては、各地域すくすくサポートで実施しております、理学療法士や歯科衛生士、栄養士など専門職による「すくすく相談」を利用していただくよう周知をして参ります。	こども家庭課
「量の見込み」と確保方策	12	放課後児童クラブは、全体では確保の内容が多く、毎年余裕があるように見える。 人口が多い地区は児童も多く、余裕があれば大規模クラブの調整を行うと書いてあるが、人口の少ない地区では利用が少ないにも関わらず、人口の多い地区と同じ確保数の考え方なのか。人口が少ない地区ごとの考え方が必要なのではないか。	放課後児童クラブでは、地区ごとの利用児童数にあわせた適正なクラブ運営を行うよう今後も努めて参ります。 ご指摘いただいた確保の内容については、利用児童数にあわせた確保の内容となるよう修正いたします。	青少年育成課

分類	No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方	担当課
「量の見込み」と確保方策	13	第3期子ども子育て支援事業計画の案の中に、企業主導型保育園の存在に対して何も記載がないようである。 この計画では、保育サービスの供給主体として、企業主導型保育園が認識されていないものとなっている(59ページ)。 企業主導型保育園も東広島市の保育を担っており、認知していただきたい。	企業主導型保育事業所が、本計画において挙げている保育の「確保の内容」における供給量の一翼を担っていただいている点を踏まえ、記載に加えるよう修正いたします。	保育課
計画の推進体制	14	p.92の点検・評価・再計画の内容運営に関し具体策がない。これでは基本計画自体が机上の空論「作って終わり」になる。	点検・評価・再計画につきましては、「東広島市子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗状況を担当部局から報告し、委員の点検・評価を受けるとともに、その後の取組みの検討を行うこととしております。 また、4ページに記載のとおり、中間年の令和9年度には計画の見直しを行う他、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行って参ります。	こども家庭課
その他	15	学童でタブレット宿題ができないため、2週間に1回学童を利用できていない。 学童の先生からは、「Wi-Fiがない」「破損が生じた際の対応」などで難しいと聞いた。 これからは、タブレットを利用する機会も増えてくると思う。 学童で利用させることにより、どのような点に気を付けるべきか(セキュリティや機材の取り扱い等)を学べる機会にすることもできるのではないかな。 設備の整備や、保証などに費用がかかると思うが、ぜひ現状の対応の改善をお願いしたい。	ご指摘いただきました、放課後児童クラブのWi-Fi環境の整備に関しましては、順次改善に取り組んでいく予定としております。 また、破損につきましては、破損場所が学校や児童の自宅に限らず、クラブ利用時での破損も交換補償となることを確認しております。	青少年育成課
その他	16	少子高齢化について、県央地区、安芸津、原吉川地域など、公共交通機関が充実していない地域が多いと感じる。循環バスのようなものがあれば、良いと感じている。	少子高齢化及び人口減少等により現行の公共交通機関の利用者が減少傾向にあることや、運転手不足等交通事業者の経営環境の悪化も加わり、公共交通の維持そのものが厳しい状況にありますが、安全で円滑な移動が確保されるよう持続的な公共交通の体制確立に努めて参ります。	地域政策課
その他	17	先日のように、学校給食の機器に不備があった場合、学校や地域センターの災害備蓄品を回すことはできないか？ ローリングストックのことも伝えつつ、給食の時間に子ども達も「給食センターが大変なことになったが、地域で食品を備蓄していたおかげで、無事にご飯が食べられた」という経験を提供できるのではないかな。 地域センターなどの備蓄食品が賞味期限切れになった場合、廃棄している、もしくは、他地域や企業、こども食堂に提供しているのであれば、自分たちの住む地域の人たちの糧となる経験につながる方法もあるのでは。	市内の学校給食センターでは、規模が大きいところで約1万食の給食を提供しておりますが、備蓄食料の活用にはいくつかの課題がございます。主な課題として、①市の備蓄食料は主にアルファ化米であり、湯を沸かしたり注ぐ作業が、児童生徒数の多い学校では対応が難しいこと、②アルファ化米には種類があり、食物アレルギーへの配慮が必要であること、③おかずがないため、必要なカロリーが不足すること、④市では備蓄食料の購入を計画的に進めており、年間で約3千食程度が賞味期限を迎えるため、賞味期限が近いものは地域の防災イベントで試食や配布などで有効活用されており、数的にも対応が難しいこと、が挙げられます。このため、現状では学校給食に備蓄食料を提供するのは難しい状況ですが、子ども達には、防災に関する授業や地域でのイベントの中で備蓄食料について知ってもらう機会を提供したいと考えております。	学事課 危機管理課